

一宮町農業関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年1月23日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第2号

一宮町農業関係団体補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

一宮町農業関係団体補助金等交付要綱（平成2年一宮町要綱第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「補助金交付決定通知（別記第3号様式）」を「補助金（変更）交付決定通知（別記第3号様式）」に改める。

第9条の見出し及び同条中「着工」を「着手」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式を別紙のように改める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

年 月 日

様

一宮町長

年度 事業補助金(変更)交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった(年 月 日付け 第 号
で交付決定のあった) 事業補助金については、一宮町農業関係団体補助金
等交付要綱第8条の規定により、下記のとおり(変更)交付決定する。

記

1 交付決定額 円

- (1) 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(町長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業等の完了により当該事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては当該補助金等の交付目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全額又は一部に相当する金額を町に納付すること。

第4号様式（第9条）

年度 事業交付決定前着手届

年 月 日

一宮町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度 事業について、下記条件を了承の上、一宮町農業関係
団体補助金等交付要綱第9条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体（助成対象者）が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。